

## 不用資料の除籍に関する考え方

函館市中央図書館資料除籍要綱第3条第1項に規定する、除籍の対象資料のうち、不用と判断される資料については次のように取り扱うこととする。

### 1 不用資料の選定方法

要綱の基準のうち、

**ア 破損、汚損が著しく、補修が不可能な資料**

**ウ 時間の経過により、利用の可能性が低下した複本**

※1 受入から3年以上経過した複本で、過去3年間の貸出回数が0回のもの。

※2 過去1年間の貸出回数が0回の複本で、所蔵していない館がある場合は、非所蔵館に移管検討本として回覧し、回覧を受けた非所蔵館は特別な理由がない限り所蔵する。

**カ 保存期間を過ぎた雑誌および逐次刊行物**

に該当する資料（※2を除く。）については、定期的に除籍を行う。電算システム上での除籍処理は、雑誌は各月末、図書・AVは年度末に行うこととする。

また、

**時間の経過により、利用の可能性が低下した複本のない資料**

※3 地区図書室等の資料については、受入から3年以上経過した資料で、過去3年間の貸出回数が0回のもの。

※4 中央図書館の資料については、受入から10年以上経過した資料で、過去10年間の貸出回数が0回のもの。

※5 市立函館図書館で受け入れた資料で、国会図書館に所蔵があることを確認したもの。

※6 昭和30年（1955年）までに出版された資料（出版年が不明の資料を含む）は旧本館に移設することができる。

上記※3※4※5に該当する資料については、郷土資料や基本的・歴史的価値

を有する資料など除籍対象外資料が含まれていないことを確認の上、下記の除籍基準により除籍選定資料リストを作成する。また、教育委員会に当該リストを提出し、事前承認を得てから選定した資料を除籍する。

**イ 時間の経過により内容が古くなり、資料的な価値がなくなったもの**

※7 現在の社会一般の行政制度，社会文化の諸事情に離反し，役立たなくなった社会科学関係実用書等で，制度改正前のもの。

※8 科学技術的観点から過去のものとなり，新しい理論や方法によりほとんど無用となった自然科学・工学関係技術書で，内容が一般・平易であり，出版後10年経過したもの。

※9 現代の日常生活改善の趣旨から不適當となった生活・実務・家庭向け実用書等で，内容が一般・平易であり，出版後5年経過したもの。

※10 道内他図書館に所蔵のある文芸書で，内容が一般・平易であり，出版後10年経過したもの。

**エ 新版，改訂版または同種資料の入手により代替可能となった既存資料**

※11 文化の進展により内外事情が変化し，今日的ガイドブックとして役立たなくなった地誌，案内書等で最新版の所蔵がある場合の旧版(同種資料で代替可能となった場合を含む)。

※12 その他実用書・技術書等で，代替可能となったもの。

※13 児童書・文芸書で，代替可能となったもの。

(文学の名著・古典については，改定前の版についても資料価値が認められるため，除籍の対象外)

その他，

**オ その他出版事情，蔵書構成，利用者の需要，資料の保存価値，および収蔵能力等を総合的に判断して，収蔵することが適切でない資料**

に該当する資料については，その都度協議の上，除籍を決定することとする。

**2 基本的・歴史的価値を有する資料**

要綱第4条に規定する，除籍の対象外資料のうち，「(2) 記述内容の新旧に

かかわらず、当該分野において基本的または歴史的価値を有する資料」の基準は、次のとおりとする。

- (1) 0類:図書館, 図書学, 書誌学に関するものおよび年鑑類。
- (2) 1類:哲学, 宗教および心理学の名著, 古典。
- (3) 2類:歴史学, 地理学で資料的価値の高いもの, および著名な偉人の伝記。
- (4) 3類:政治, 経済, 法律および財政の名著, 古典, 代表的な基礎理論。統計, 教育, 風俗および軍事で, 時代をよく反映したもの, 資料的価値の高いもの。
- (5) 4類:自然科学の名著, 古典, 代表的な基礎理論。
- (6) 5類:工芸学の代表的な基礎理論。
- (7) 6類:産業で地域産業と関係の深いもの, 資料的価値の高いもの。
- (8) 9類:文学の名著, 古典。著名な作家の代表作, 時代をよく反映したもの, 権威ある賞を受賞したもの。

この要領は、平成23年2月1日から施行する。

(平成24年10月26日改正)

(令和2年4月9日改正)